

構造改革特区に関する有識者会議によるヒアリング
議事概要

士業の労働者派遣の容認（司法書士）（法務省）

1. 日時 平成 18 年 7 月 27 日（木）10:30～11:30
2. 場所 内閣官房構造改革特区推進室 7 階会議室
3. 出席者
（委員）八代座長、榎谷委員、金子委員、島本委員、白石委員、薬師寺委員
（規制所管省庁）法務省民事局民事第二課 團藤課長
法務省民事局 松田局付
法務省民事局民事第二課 岩田係長
（事務局）大前室長、小川副室長、石崎参事官、黒岩参事官、木暮参事官、
藤野参事官、黄地補佐、ほか

4. 議事経過

規制所管省庁より説明がなされた後、質疑応答が行われた。

< 規制所管省庁説明の要約 >

- ・ 先日は日本司法書士会連合会との議論がなされたはず。本日は制度の観点から整理していきたい。想定される弊害を整理した上で、どのような措置を講じればそれが防げるかという視点で検討したい。
- ・ 裁判書類作成業務、簡裁代理等関係業務については、利益相反あるいは守秘義務違反の問題が発生するおそれがあるため、本日は登記・供託業務に限定して派遣業を認めることについての検討を求められていると承知している。この場合の弊害についてまず整理したい。
- ・ 主な弊害は以下の通りである。

登記・供託業務については、新たな利害関係は発生しないため利益相反の関係は発生しないため、派遣の対象業務を登記・供託業務に限定すれば良いのではないかという議論がある。登記・供託業務に限定して派遣したとしても、裁判書類作成業務や簡裁代理等関係業務については利益相反の関係が発生するため、派遣元又は派遣先のいずれかの司法書士法人が裁判書類作成業務や簡裁代理等関係業務をやらないことを制度的に担保できれば、利益相反の問題を回避することは可能である。

を実現させるため、司法書士法人の本来業務である裁判書類作成業務や簡裁代理等関係業務を行わない司法書士法人を認めるとすると、依頼者に混乱が生

じる恐れがある。

仮に専ら派遣業務を行い、本来行うべき司法書士業務をないがしろにする司法書士法人が出現するとすれば、司法書士法人制度の趣旨に反する。

司法書士法人の業務執行権、意思決定権を有する社員である司法書士が、派遣の対象となり、長期間当該司法書士法人を離れると、当該司法書士法人の意思決定を有効に行うことができなくなる。

どこへでも派遣することができる」とすると、司法書士会の会員司法書士への指導監督が有効にできなくなる。自主規律機関としての司法書士会が有効に機能しなくなってしまう。

< 質疑応答 >

(八代座長) 議論に入る前に基本的な確認だが、司法書士法人の数は制限されていない中で、なぜ全ての司法書士法人が全ての本来業務を行わなければいけないのか。分業の利益は当然認められるべきではないか。国が司法書士法人のあり方を規定するのはいかがなものか。

(團藤課長) 司法書士業務は基本的に独占業務であり、司法書士でないものは業としてできない。司法書士法人はそういう独占業務を行うことを許された法人として存在している。

(八代座長) その話とは別に、司法書士は試験に受ければ誰でもできる。つまり人数は制限されていないのだから、司法書士の数が十分であればよいのではないか。

(團藤課長) 司法書士法人の趣旨との兼ね合いとなる。

(榎谷委員) 司法書士法人には社員と使用人がいる。それ以外に専ら個人でやっている司法書士もいる。そういう方が派遣として司法書士法人で業務を行う場合にはどのように整理されるか。

(團藤課長) ある司法書士が個人開業して特定の顧客がいない場合、労働者派遣業務を行える制度があることを前提で考えると、最も簡単な方法は、司法書士法人 A の使用人になるという考え方があるだろう。その場合、司法書士が自己の事務所として登録するのは1つに限られているので、法人 A の使用人となっている期間は、自分の従前の個人事務所は閉めなくてはならない。

(榎谷委員) 自分で開業する前に、派遣先法人に登録して、派遣されるということではできないものか。そういうニーズが多いような気がする。

(團藤課長) 想定していない。司法書士の体は一つであるため、派遣で業務している場合は他の仕事はできない。

(榎谷委員) 派遣は期間が決まっているものではないのか。それでも事務所は閉めなくてはいけないのか。

(八代座長) 派遣期間は、実質的に休暇と変わらないのではないか。休暇を取る権利は

- あるだろう。たとえば隣に司法書士法人があればユーザーに被害はない。
- (團藤課長) 司法書士には依頼を拒んではならない義務があるし、現実として事務所の維持にはお金がかかる。
- (八代座長) そこまで規制所管省庁が心配する必要はない。
- (團藤課長) 今回の議論の前提として、司法書士法人 A から司法書士法人 B への派遣の可能性を検討しているものと理解している。ここで想定しているのは、司法書士法人に属した上での検討が前提であり、これが特区における検討事項と認識している。
- (榎谷委員) 例えば公認会計士については、二項業務(コンサルティング等)については、自分の事務所を持ちながら派遣で業務を行うこともできることになっている。司法書士の場合でも、個人の事務所を持ちながらできるのではないか。
- (團藤課長) 司法書士の場合、登記・供託業務は本業であり、コア業務である。そういうことは想定していない。
- (榎谷委員) 司法書士法人が派遣業務を行うとすれば、司法書士法人は多くの使用人を抱えていなければいけない。事実上無理であり、専ら派遣業務を行ったらだめだということになる。
- (團藤課長) 確かに司法書士法人は人数規模が小さいため、難しい場合もあるかも知れないが、実際はわからない。ニーズがあれば営まれるだろう。司法書士法人である以上は、顧客からの依頼に対しては応えて頂きたい。
- (八代座長) 司法書士法人でも忙しければ、「他の法人に行ってくれ」ということは言えないのか。現実としてキャパシティを超えれば受けられないだろう。
- (團藤課長) 正当な理由がなければ、依頼を拒むことはできない。司法書士の本来業務ならともかく、サイドビジネスで忙しいというのは理由にならないだろう。少なくとも派遣業務は、司法書士法が予定した司法書士の業務でないことは間違いない。
- (榎谷委員) 派遣は、円滑に業務を進めるための手段だ。最終的には顧客のニーズに応えられるものであり、十分社会にも貢献するだろう。
- (團藤課長) そうかも知れないが、ここでは司法書士法人であることの意味を申し上げている。
- (島本委員) 派遣によって、人材育成や業界活性化に貢献し、結果的にサービスの質を高めることも考えられる。そういう考え方はできないだろうか。
- (團藤課長) 顧客からの期待として、司法書士法人がある程度組織だった対応をすることも求められるだろう。特に大規模案件はそうだ。それに応えるために、資格者の集合体である司法書士法人という制度を設けている。この場合、司法書士法人に依頼する顧客との関係で果たすべき役割を重視している。
- (榎谷委員) 税理士も含めて全ての士業が派遣を前提として立法されているわけではな

- い。司法書士の登記・供託業務だけで言えば、問題は発生しないのではないか。
- (團藤課長) 我々も派遣が全く入り込む余地がないというつもりはない。弊害の説明をしたが、これに目配りした措置が必要ということである。弊害予防のために、どういう手当が必要かということである。
- (白石委員) 弊害として、意思決定権を有する社員が長期間離れると法人としての意思決定ができないということだが、たとえば資格者が法人を設立して、音信不通になればそれはそうだが、場を離れるということと、意思決定ができなくなるということは別だろう。そういうケースがあるのであれば説明いただきたい。
- (團藤課長) 物理的にではなく、要は、司法書士法人 A の社員で、責任と権限を持っているものが司法書士法人 B に派遣された場合は、B の指揮命令系統下に入る。物理的な問題ではなく、シンボリックなところもある。司法書士のスペシャリティを必要とするならば、派遣ではなく、司法書士法人 A と B が共同受任すればよい。
- (白石委員) 仕事のやり方までを規定するのか。当事者で決めればよい問題ではないだろうか。
- (團藤課長) 法人制度の問題である。例えば、ある大会社の意思決定機関に属する取締役が、別の会社に社員として派遣されるのと同じ構図だろう。そういう事例があるだろうか。
- (白石委員) それは今までこういう制度がなかったから起こりえなかった。
- (團藤課長) 一般的な会社でも、そういう事例はないのではないかと申し上げている。
- (八代座長) 司法書士法人と大企業を比較することは極端だ。司法書士法人は常に合議をする必要はなく、それぞれが独立して業務を行っているのではないか。
- (團藤課長) そういう点に口を挟むつもりはない。制度の在り方として述べている。
- (金子委員) 冒頭の説明にあった弊害のうち、
、
、
は対応可能なだろう。
について、例えば派遣元の司法書士法人 A と派遣先の司法書士法人 B が特定の裁判で争っている場合、同じ法人が両者の依頼を受ける場合は無いが、違う法人が受ける場合はあり得るということか。その場合、全体の信頼性が崩れるのではないかということか。
- (團藤課長) そういうことだ。それを未然に防ぎたい。
- (金子委員) 法人 A の中ではもちろん誰かが、法人としての受託業務を統一的に知っている。法人 A と法人 B が受託する際、そのような者がチェックをすれば事足りるのではないか。掲示板に掲示する必要もなく「理由は言えないけれど依頼をお断りする」と伝えればそれでよい。法人 A の業務の全てをさらけ出す必要はない。チェックをどうするかということではないか。法人 A と B とのチェック体制が確立されていれば、クライアントとしては安心するだろう。それさえ担保できればこの制度のメリットは大きい。今までと違う、法人を超えたある

種の情報共有のメカニズムを工夫すればよい。

(團藤課長) 第三者的なところがチェックできればそれでよいが、現時点ではチェック機構も存在しない。実は が の解消方法と考えている。法律上禁止されている利益相反が生じるのは、裁判書類作成業務と簡裁代理等関係業務である。派遣先で全くやらないということは非現実的だが、派遣元 A において、裁判書類、簡裁代理をしないことが制度として担保されればよい。それを前提とすれば、利益相反の問題は解消可能ということだ。 は仮にそのようにした場合、一般の依頼者から見れば、認定司法書士が社員になっている法人であれば、裁判処理作成業務等は司法書士の本来業務であり須くやってきたものであり、そこに混乱が生じる可能性がある。できないことを顧客にどう伝えるかという問題がある。

(八代座長) やっているところを紹介すればよいのではないか。

(團藤課長) 無駄足にならないことを避けるため、業務をやっていないことを看板に掲げたり、派遣元法人の社員の名刺には認定司法書士であることを明示しないなどの工夫はできる。

(榎谷委員) 司法書士業務についても、補助的な業務はあると思うが、それはどのように解釈すればよいか。補助業務はいろいろあると思う。法人 A の認定司法書士が繁忙である場合、これまでどのように対処してきたのか。

(團藤課長) 事務員等の補充などでなされるのではないか。顧客に我が身をさらす業務は認定司法書士でなくてはいけない。例えば宛名書きなどの作業は事務員でもできる。

(榎谷委員) 多少の専門知識が必要な業務の場合はどのようにするか。

(團藤課長) グレーゾーンのイメージがつかめない。本来業務の登記であれば補助者がいて、事務員よりは中身がわかっている者がやっているのだろう。簡裁代理等関係業務は一定以上の法律知識が必要である。

(榎谷委員) 採用するほどでもなく一時的に忙しい場合、派遣で対応すれば依頼を断らなくても済む。それでなくても補助的業務はある。当該司法書士の経験にもなるし、結果的にクライアントのためにもなる。

(團藤課長) 推測として、大手の弁護士事務所等では、大規模な集団訴訟や M&A などに対応する場合、弁護士ではないがある程度法律知識があり、効率的な処理のできるパラリーガルがいる。だが司法書士の簡裁代理業務は M&A も無ければ大型集団訴訟もない。債務整理は手間暇かかるものだが、これは弁護士事務所の経験者などを、むしろ一般の人材派遣会社に依頼する方が戦力になる。そういう局面で資格者である司法書士を必要とする場面は、推察する限り無いのではないかと思う。

(榎谷委員) 公認会計士の二項業務 (コンサルティング等) の場合、忙しい時は同業の

友人に頼むような形だ。そのような場面で、派遣は人材配置をスムーズにするし、経験にもなる非常にいい仕組みである。結果的にはクライアントのためである。なんとか対応する方策はないだろうか。

(團藤課長)然るべき措置を講じた上で、この制度を実際にやってみて、運用してみて、どれくらい役立つのか。将来的に司法書士サイドから見て、派遣を活用してテンポラリーなスケールメリットを活用できればと思う。今回弊害を整理してみたのも、措置を講ずれば、制度的には何とかなるという見通しをたてるためである。

(金子委員)全体の仕事量がどれくらいあるかわからないが、は、派遣業専門の法人が、登記・供託業務に限定し、必要に応じて派遣するという形か。ただ、それ以外の業務をやるような法人がいてもよい可能性を検討してほしい。それは先ほども言ったがチェック体制があればよいのではないか。ひとまず、は専門特化した事実上派遣業務をやる法人であり、それはビジネスチャンスがあるかも知れない。業態も活性化するのではないだろうか。

(團藤課長)中長期的な検討課題だろう。この案件は比較的短期に結論を出すべきものと思うので、まずは、考えられる弊害に対応策を講じた上でとりあえずやってみたいというのならば、そういう方向を模索したい。いずれにしても、日本司法書士会連合会や司法書士会の果たすべき役割は大きくなる。細かいところまで法務省が口を挟むつもりもない。連合会や司法書士会は自主規律機関であるため、そこで会則なりで手当てを行うことになるかと思う。制度的には何とかなるが、司法書士会の理解と協力を得ていく必要がある。そこでタイムスケジュールが気になるが、仮に日本司法書士会連合会や司法書士会の理解が得られるとすれば、我々がまず省令を見直すこととなり、これは我々が着手できる。細かい部分は連合会や司法書士会の会則に委ねられると思われる。会則の改正となると、来年の六月頃に連合会や司法書士会の総会があるが、そこでの承認手続を経た上で法務大臣の認可を受けることになる。それが終わらないと機能しないことを理解して欲しい。

(八代座長)むしろ連合会や司法書士会が会則を改正できるように、法務省が省令を改正しなくてはいけない。それは来年6月より前にしなくてはいけない。登記・供託業務に限定すれば、前向きに検討いただけるということで、一応の結論は得られた。

以上

(文責 構造改革特区推進室 速報のため事後修正の可能性あり)